

平成15年10月16日

厚生労働大臣 坂口 力 様

臓器移植に関わる要望

謹啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。常々、移植医療推進にご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

我が国の臓器移植は、30年来の歴史が有りながら、現在も欧米諸国並びにアジア近隣諸国に比べて提供数において大きく立ち遅れています。

1997年10月に臓器移植法が施行され6年が経過しました。この法律は臓器移植を行うことを目的として制定されたにもかかわらず、脳死下での提供は年間10例以下であり、心停止後の腎臓移植も昨年は124例と80年代後半の4割程度に落ち込み、また角膜移植も同じく70%程度に減少しています。それに反し腎不全患者は、すでに23万人を突破し、年々1万人以上増加しています。

国民病と言われる糖尿病患者は1000万人以上と言われており、また、B型及びC方の肝炎ウイルス感染者も800万人とも1000万人にとも言われています。これらの疾患は、悪化すると移植が必要となります。すなわち移植医療は我が国においては必須の医療なのです。

臓器移植の普及には、国民全般に広く情報を提供しご理解いただくことが何より重要と存じます。しかし臓器移植についての情報が広く伝えられているとは言えず、国民一人ひとりに臓器移植を自分自身の問題として全く考えられていないのが実情です。私たちは、当事者としてこの事態を深く憂慮し、本年4月新たに臓器移植患者団体連絡会を設立し、一般の方々に移植医療に対しご理解をいただくための活動を行っております。しかし国民全般への普及啓発は臓器移植法の本文にもありますように政府及び地方自治体の責務と考えます。

私達はこの現状を一日も早く改善し、移植医療が一般医療として、わが国に定着することを願い、別紙のごとく要望いたしたく存じます。

貴職におかれましては、私達の要望にご理解を賜り、速やかに実行していただきますよう、切にお願い申し上げます。

今後ともご理解、ご支援、ご協力のほど重ねてお願い申し上げます。

敬具

臓器移植患者団体連絡会

代表幹事 大久保 通方

(社)全国腎臓病協議会 会長 油井 清治

全国心臓病の子どもを守る会 会長 齊藤 幸枝

胆道閉鎖症の子どもを守る会 代表 石丸雄次郎

NPO日本移植者協議会 会長 鈴木 正矩

日本肝臓病患者団体協議会 会長 中島 小波

ニューハートクラブ 代表 都倉 邦明

臓器移植に関わる要望

* 生前の本人の意思を尊重しつつ家族の同意にて提供できるよう臓器移植法を見直してください。

継続要望項目

* 厚生労働省は、臓器移植医療の推進を国の施策とし、脳死及び臓器移植について国民に理解を得られるよう、マスメディアをはじめ、あらゆる機会を通じ積極的かつ継続的に普及啓発活動を行ってください。

また地方自治体が積極的に移植啓発活動を行うよう強力に指導してください。

* 全ての都道府県に専任の移植コーディネーターを設置することや提供施設院内コーディネーターを置くことなど、体制整備を行うよう強く指導してください。

* 救命救急等の提供施設において、臓器提供可能な患者が発生した場合、家族に対し必ず提供意思の有無を確認することを制度化してください。

* より確実に臓器提供の意思を活かせるように、シールではなく健康保険証または、カード及び運転免許証に提供意思を記入できる欄をもうけてください。

もし記入欄を設けることができないときは、保険者が保険証又はカードを配付する際、必ず意思表示シールと説明パンフレットを同封することを義務づけてください。

また運転免許交付時には、意思表示シールと説明パンフレットを必ず配布してください。

*** 臓器提供の意思を生かすためにも臓器提供施設を拡充してください。また一般の信頼を得るために臓器提供施設においては、医療従事者の増員を行うなど救急救命医療の充実を図ってください。**

*** 身体障害者福祉法を改正し、全ての移植者を内部障害者として認定してください。**

肝臓移植者は、障害者として認定を受けていません。手術も全額負担をし、その後も高額な医療の負担のために、生活にも困窮している肝臓移植者が数多くいます。

内部障害者に肝臓やその他の移植者も全て認定してください。

*** 移植者に支給されている障害年金を少なくとも3年間は無条件で継続してください。また移植者の障害認定にあたっては、合併症などを含め総合的に判断することを周知徹底してください。**

移植者の身体の状態は、術後すぐに安定するわけではありませんし、精神的にも不安定な状況が続きます。また約3分1の方は移植直後、無職の状況です。

安定期に入るまでの「少なくとも1年間は従前の等級とする」を3年間は無条件で年金の支給を継続してください。

昨年4月の「臓器移植の取扱い」が周知徹底しておりません。殆どの移植者が何らかの合併症をかかえています。移植者の障害認定にあたっては、身体と精神の状態を総合的に判断して行って下さい。